

地方公務員制度改革について

平成24年11月8日

地 方 六 団 体

我々は、政府において検討されている地方公務員の新たな労使関係制度について、再三にわたり、国家公務員の制度をそのまま引き写すのではなく、地方自治制度の特性や地域の実情、さらには住民サービスへの影響等を十分踏まえつつ、慎重な検討を行うとともに、制度改革の必要性について具体的な理由を明らかにすべきとした上で、

- ・ 公務員の身分保障を維持しながら協約締結権を付与するのは、明らかに公務員優遇であり、住民から理解を得ることは困難である。
- ・ 給与決定に至るまでの行政コストが増大するのは明らかであり、地域の行政サービスへの影響や社会全体にとっての便益を明らかにすべきである。
- ・ 消防職員については、指揮命令系統が乱れ、活動に支障をきたすおそれがあり、住民の消防行政に対する信頼や地域防災を支える消防団との関係への影響の懸念があることから、団結権及び協約締結権は付与すべきではない。
- ・ 労使協議による団体独自の給与決定を目指すことは、国による地方公務員の給与水準に対する指導と矛盾するのではないか。

等の意見を述べてきた。しかしながら、甚だ遺憾なことに未だに国から、これらの指摘に対し、地方が納得する説明はなされていない。

また、具体的な事項として、

- ・ 勤務条件の客観性・合理性を担保する上で有効に機能している人事委員会勧告等を廃止する場合に、同様の客観性・合理性を担保する民間給与等の実態調査・把握方法の具体的内容を早急に示すべき。
- ・ 団体交渉の当事者として、同一地方公共団体の職員以外の者が一定割合を占める労働組合も認証され得ることには強い違和感があり、同一地方公共団体の職員のみで構成する組合に限定することも含め、さらに慎重に検討すべき。

等をはじめ、さらなる検討が必要であるものも多く残されている。

そもそも、地方公務員の労使関係制度のベースである国家公務員制度改革について、人事院の報告では公務の賃金水準決定においては市場メカニズムが機能しないといった本質的な問題が存在し、国民的な議論が行われたとは

いえない状況にある等の問題点が指摘されており、地方公務員の労使関係制度についても十分な国民的理解が得られる状況とは考えにくい。

このように、現行制度の問題点や新たな制度の理念・目的が不明確であり、二元代表制などの地方自治制度の特性、国家公務員制度との差異等に対する十分な検討がなく、制度変更の必要性そのものについても、当事者である我々としては全く理解できないものである。

上記の指摘を含め、地方の意見を真摯に反映した案としなければ、地方の納得を得ることは不可能である。

現在政府において検討されている地方公務員の新たな労使関係制度の法案化については反対である。